

関東地方整備局河川部 海岸事業計画段階評価検討委員会運営要領

(目的)

本運営要領は、関東地方整備局河川部 海岸事業計画段階評価検討委員会規則(平成26年2月3日付け)(以下「委員会規則」という。)第4条2項に基づき、関東地方整備局河川部 海岸事業計画段階評価検討委員会(以下「委員会」という。)の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な委員会運営に資するものである。

(会議の開催時期)

第1条 会議の開催時期は、予め事務局が各委員と日程調整を行った結果をもとにするか、または会議の中で次回開催時期の調整を行った上で関東地方整備局河川部 海岸事業計画段階評価検討委員会委員長(以下「委員長」という。)が決定する。

(会議の招集)

第2条 会議は、関東地方整備局長(以下「局長」という。)の要請を受け、委員長が招集する。

(会議の招集の通知)

第3条 委員長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び審議する事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(会議の議事)

第5条 委員長は、必要があると判断した場合には、会議における審議の結果を少数意見も含めてとりまとめ、局長及び外部専門家等に対して意見の具申を行うものとする。

(議事内容の作成)

第6条 会議の議事内容は事務局が作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

(外部専門家等)

第7条 事業の特性や技術的判断を審議に反映するために、特定の事項について外部の意見を聴く必要があるときは、委員長は、委員以外の学識者等に対して会議への出席、又は書面による意見の提出を求めることができる。

2 局長は、委員長の求めに応じて外部専門家等の委嘱を行う。

3 外部専門家等は委員会における議決権を持たず、また、外部専門家等の意見をもって委員会の意見とする事はできない。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、事業の関係者に対し、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(委員会資料の公表)

第9条 議事内容の公表に合わせ、会議に提出した資料等について公開するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

(要領の改正)

第10条 委員会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、委員長の判断により、会議を招集し本運営要領を改正することができる。

(附則)

第11条 本運営要領は、平成26年2月3日から適用する。